

制定 20230628財資第1号
令和5年7月10日
一部改正 20241120財資第3号
令和6年11月22日

安定供給確保支援基金補助金実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が、安定供給確保支援基金補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に基づき、国からの補助金を受けて、認定供給確保事業者（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第10条第1項に規定する認定供給確保事業者をいう。以下同じ。）が認定供給確保事業（同法第11条第1項に規定する認定供給確保計画（以下単に「認定供給確保計画」という。）に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。）を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付に係る事業を実施するための安定供給確保支援基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、安定供給確保支援基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な手続等について定めるものである。

第2 業務内容

機構は、基金を造成して、本実施要領第3に定める基金事業を実施するものとする。

1. 基金の造成

機構は、交付要綱に基づき、国からの安定供給確保支援基金補助金（以下「補助金」という。）を受けて基金を造成するものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表するものとする。

3. 基金事業に係る報告等

- (1) 機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の実施状況等について、翌年度の6月30日までに経済産業大臣（以下「大臣」という。）に報告しなければならない。
- (2) 機構は、経済安全保障推進法第43条第2項において準用する同法第34条第8項の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。

- (3) 機構は、基金事業開始から事業終了後5年後までの間、基金の管理・運用及び基金事業の実施の方法に重要な変更の必要性が生じた場合や基金事業の継続が困難になった場合は、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、基金事業に係る契約の相手先又は助成金の交付先（以下「実施者」という。）に対し改善等の指導を行うものとする。

4. 基金の管理・運用方法

- (1) 機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。
 - ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ② 基金の運用については、経済安全保障推進法第43条第3項が準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条及び経済産業省告示第87号（平成16年3月19日）に規定する方法によるものとする。
- (2) 基金の運用によって生じた利子その他の収入金（実施者から、取得財産の処分に伴う収入その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。）は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。
- (3) 基金事業に要する経費は、別表第1によるものとする。
- (4) 基金からの支払に当たっては、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。
- (5) 機構が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分については、委託・外注を行ってはならない。また、機構が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- (6) 機構は、自身が実施する業務を委託・外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。
- (7) 機構は、自身が実施する業務を委託・外注（契約金額100万円未満は除く。）する場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うことをいう。以下同じ。）を実施しなければならない。
- (8) 精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先・外注先を含む。以下同じ。）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経

費（精算処理の対象か否かを問わない。）を含むことはできない。

(9) 機構は、自身が実施する業務を委託・外注（契約金額100万円未満は除く。）した場合は、当該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したものをいう。以下同じ。）を、事業開始時及び毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。

(10) (9) の履行体制図は、事業開始時及び事業終了までの毎年度同時期（年度途中の大幅な変更があった場合はその時点を含む。）に、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

5. 基金の残額の扱い

機構は、基金事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

6. 基金管理の実施が困難となった場合の報告

機構は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

7. 基金管理の終了又は変更等

(1) 大臣は、次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について終了又は変更を命ずることができる。

- ① 機構が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- ② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合
- ③ 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
- ④ 前3号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 大臣は、(1) の終了又は変更を命じた場合には、機構に対して、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(3) (2) の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(4) 機構は、基金管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

8. 基金の検査等

(1) 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又はその職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 大臣は、(1) の検査等により、法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずる

ことができるものとする。

- (3) 大臣は、基金事業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、(1)の検査等のほか、機構が行う委託先・外注先（それ以下の委託先・外注先を含む。）又は実施者に対して、(1)の検査等を行うことができるものとし、機構は当該検査等の実施に必要な措置を講じるものとする。

9. 重要な変更の報告

機構は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼし得る変更があった場合は、速やかに大臣に報告しなければならない。

10. 余剰金の返還等

- (1) 大臣は、8.(1)又は(3)に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認めるときは、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。

- (2) 機構は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けたときは、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。

なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

- (3) 機構は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けたときのほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号）第19条の2第3項の規定による命令を受けたときは、別途大臣が定める額を国庫に返納しなければならない。

第3 基金事業

機構は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

1. 基金事業の目的等

本基金事業は、機構が、経済安全保障推進法第42条第2項の規定に基づき安定供給確保支援独立行政法人に指定されたことに伴い、当該指定に係る同条第1項に規定する安定供給確保支援業務を行うものである（認定供給確保事業者が認定供給確保計画において機構による助成金の交付の支援措置を希望している場合に限る。）。本基金事業を終了する時期は未定とする。

2. 基金事業の実施に係る規則等

機構は、基金事業の実施に当たり、経済産業省担当課室（以下「経済産業省」という。）に対して事前に相談を行った上で、速やかに、必要な規則等（委託又は助成金の交付を行うための契約書、契約約款、助成金交付規程等を含む。）を定め、経済産業省の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。その際、機構は、助成金交付規程において、経済安全保障推進法第10条第3項又は第11条第3項において準用する同法第9条第6項の規定による通知があった場合に、機構が助成金の交付先に対して行う交付決定の取消しに係る内容及びこれに基づき請求する助成金の返還額に関しては、経済産業省からあらかじめ指示を受けた上で、当該指示に従い、交付決定の取消又は助成金の返還請求を実施することについても定めることとする。

なお、助成金交付の補助率は別表第2に定める各区分に応じた補助率の上限以内とし、具体的な助成金交付の補助率は、認定供給確保計画ごとに、あらかじめ経済産業省から指示を受けることとし、また、助成金交付の対象経費に含めることに疑義があるものについては、あらか

じめ経済産業省に協議するものとする。

3. 基金事業の実施体制等

(1) 機構は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ① 基金事業の契約、助成金の交付、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務
- ② その他基金事業の実施に係る業務

(2) 具体的な実施体制の構築及び変更にあたっては、経済産業省に対して事前に相談しなければならない。

なお、経済産業省が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを踏まえ、機構は実施体制の変更を行うものとする。

4. 基金事業の実施

(1) 実施状況の把握と国への報告

- ・機構は、適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を実施者に対して求め、基金事業の実施状況（基金事業に係る契約及び助成金交付の状況、各委託事業及び助成事業の実施状況等をいう。以下同じ。）の把握に努めるものとする。
- ・機構は、基金事業の実施状況について、適時適切に経済産業省に報告するものとする。
- ・機構は、助成金の交付に係る認定供給確保計画の事業期間の終了日が属する年度の終了まで、助成金の交付先が当該助成金の交付により取得した財産を交付の目的に沿って使用しているかについて、適切かつ継続的にフォローアップを行い、その結果について、毎事業年度の終了後6か月以内に、経済産業省に報告するものとする。

(2) 実施者等の指導

- ・機構は、基金事業の実施状況を踏まえ、実施者に対して、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うものとする。経済産業省は、必要と判断した場合には、機構又は実施者に対して、基金事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

(3) その他

- ・機構は、認定供給確保計画の事業期間に行う認定供給確保事業に対して助成金の交付をすることができる。
- ・機構は、基金事業の実施に際し知り得た情報や作成した資料等（提案資料など採択審査に関する資料、契約及び助成金交付に関する資料、進捗状況管理などに関する資料、その他実施者から提出された資料を含む。）について経済産業省から要求があった場合には、速やかに共有しなければならない。
- ・機構は、基金事業の実施方針等について経済産業省から指示があった場合には、従わなければならない。

5. その他

(1) 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者に対し改善等の指導を行うものとする。

(2) 機構における基金事業の実施に関して、基金事業の実施者が他者に損害等を与えた場合、機構は、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支

払わないことができるものとする。

- (3) 機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、又は本実施要領に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

本実施要領は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月22日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

別表第 1

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
安定供給確保 支援事業費 (可燃性天然 ガスに係るも の)	安定供給確保支援事業(可燃性天然ガスに係るもの)に要する経費
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費(維持・保守費、開発費含む)、広報費、印刷費(資料作成費含む)、雑役務費、委託・外注費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

※基金事業の交付決定前に着手(発注、調達、購入等)する分も含めて経済安全保障推進法第9条第1項の供給確保計画の認定を受けた場合には、当該認定を受けた範囲内において、当該着手からの経費を含む。

別表第2

基金事業の実施に係る助成金交付の補助率の上限

補助率	定額
補助額	<p>1. 本事業のために認定供給確保事業者が確保したLNGカーゴ（以下「SBL」という。）の取扱いについて、（Ⅰ）～（Ⅲ）のとおりとする。</p> <p>（Ⅰ）SBLの販売保留（※1）を行わなかった場合 認定供給確保事業者は、通常の商慣行に則って海外事業者を含めた事業者に対してSBLの売却等を行う。当該売却時のSBL売却額がSBL購入額に満たない場合、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額を補助額とする。</p> <p>（Ⅱ）SBLの販売保留を行ったが、経済産業省から国内事業者への販売指示が行われなかった場合 （1）下記の算出式で求める金額を「基準費用」とする。 $\begin{aligned} \text{基準費用} &= \text{傭船費用（傭船料（※2）} \times 47 \sim 50 \text{日（※3））} \\ &+ \text{燃料費（燃料価格（※4）} \times 47 \sim 50 \text{日）} \\ &+ \text{ボイルオフガス（以下「BOG」という）損失費用} \\ &\quad \text{（BOG平均気化量（※5）} \times \text{JKM（※6））} \times 47 \sim 50 \text{日）} \\ &+ \text{LNG価格変動差額} \\ &\quad \text{（SBL購入時LNG価格 - SBL売却時LNG価格）（※7）} \end{aligned}$ （2）認定供給確保事業者がSBLの自社引取を行う場合に要する金額を「処理費用」とする。当該「処理費用」は、認定供給確保事業者が経済産業省に提出した供給確保計画において記載される、自社のLNGタンクの活用やSBLの転売の実施等により生ずる費用を想定した算出式を使用することとする。ただし、「処理費用」は「基準費用」を上限とし、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額及び「処理費用（LNG価格変動差額を除く）」を補助額とする。</p> <p>（Ⅲ）SBLの販売保留を行い、経済産業省から特定の国内事業者への販売指示が行われた場合 認定供給確保事業者は、経済産業省から指示のあった事業者に対してSBLの売却を行う。この際、売却価格はSBL購入価格又は販売実施時の市場価格のいずれか価格が高いものを基準とする。当該売却時のSBL売却額がSBL購入額に満たない場合、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額を補助額とする。 （必要に応じて、経済産業省から国内事業者への販売指示が行われなかった場合に備えるために要する額を補助額に加えることとする。）</p> <p>2. 1. で算出した補助額と認定供給確保事業者が認定供給確保事業に要した業務経費を合わせ、支給額とする。</p>

3. (I) ~ (III) で定めるSBLの売却において、SBL売却額がSBL購入額を上回る場合、事業期間中に交付された支給額の全部に相当する金額を限度として、SBL売却額からSBL購入額を差し引いた金額を基金へ納付することとする。

なお、本表で規定する基準費用その他の事項については、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととする。

(※1) 認定供給確保事業者が確保したSBLについて、経済産業省から特定の事業者への販売指示が行われるまで、他の事業者への販売を実施しないことを指す。

(※2) 価格報告機関等が発行する備船料に関するデータを参照するものとする。なお、SBL着港予定日の21日前から30日前までの期間における平均価格を参照するものとする。

(※3) 通常の商慣行上、JKM (Japan Korea Marker : 北東アジア地域受渡LNGスポットアセスメント価格) を指標とする売買は着港の60日から70日前に実施されるところ、当該販売から引渡しまでに要する期間 (65日) から、販売保留の期限日から着港予定日までの期間 (15~18日※) を控除した日数。

※認定供給確保事業者が認定供給確保計画において定める販売保留の期限日から着港予定日までの期間 (15~18日) を使用することとする。

(※4) 価格報告機関等が発行する燃料価格に関するデータを参照するものとする。なお、SBL着港予定日の21日前から30日前までの期間における平均価格を参照するものとする。

(※5) 通常の商慣行で使用されるレートである、0.15%/日を使用することとする。

(※6) SBL着港予定日の21日前から30日前までの期間におけるJKMの平均価格を参照することとする。

(※7) SBL売却時の価格は、SBL着港21日前から30日前までのJKMの最も低い価格を参照することとする。